

立担保手続細則

(目的)

第1条 この細則は、日本司法支援センター業務方法書（以下「業務方法書」という。）第101条に基づき日本司法支援センター（以下「センター」という。）が行う保証金の立替え及び支払保証委託の方法による保証（以下「立担保」という。）に関する審査、決定、管理等について定める。

(立担保援助の申込み)

第2条 民事裁判等手続（以下「本案事件」という。）により実現しようとする権利を保全する等の目的のため、センターから、民事保全手続の代理援助を受け、又は受けようとする者及び代理援助を受けている本案事件に付随して強制執行の不許を求め（以下「執行停止申立」という。）、又は求めようとする者は、地方事務所長（支部においては支部長。以下同じ。）に対し、当該民事保全手続又は執行停止申立（以下「民事保全手続等」という。）に必要な立担保の援助（以下「立担保援助」という。）を申し込むことができる。

(立担保援助をしない決定)

第3条 地方事務所長は、前条の申込みがあったときは、民事保全手続等の代理援助決定とは別に、立担保援助（申込額の一部の援助を含む。）の可否について、次項以下の規定に従って決定を行う。

- 2 地方事務所長は、前項の決定をするために必要があると認めるときは、立担保援助の申込みをした者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。
- 3 地方事務所長は、本案事件に勝訴する可能性、本案事件で敗訴した場合の相手方による損害賠償請求のおそれ等立担保援助によりセンターが受ける財政上の影響その他の事情を考慮した結果、援助が不相当又は不相当と判断したときは、業務方法書第32条第2項に基づき、立担保援助の不開始決定をする。

(立担保援助の方法)

第4条 センターによる立担保援助は、支払保証委託の方法によることとする。ただし、地方事務所長は、支払保証委託の方法によることができない特別な事情がある場合には、あらかじめ本部と協議した上で、保証金を立て替える方法により立担保援助をすることができる。

(立担保援助の保証限度額)

第5条 立担保援助の保証限度額は、以下の各号に定めるところによる。ただし、以下の各号に定める限度額を超える支払保証又は保証金の立替えをする必要があり、かつ、当該支払保証又は保証金の立替えをすることが相当と認めるときは、地方事務所長は、あらかじめ本部

と協議した上で、立担保援助の開始決定をすることができる。

一 民事保全手続等の申立て1件につき200万円

二 本案事件及び民事保全手続等の件数、内容にかかわらず、被援助者1人につき1000万円
(強制執行停止申立事件等に関する本部との協議)

第6条 地方事務所長は、強制執行停止申立事件又は競売停止仮処分申立事件の立担保援助の決定に当たっては、担保の額にかかわらず、あらかじめ本部と協議しなければならない。
(立担保援助の期間)

第7条 立担保援助の期間は、支払保証委託契約締結日又は供託日より2年を超えないものとする。ただし、本案事件についての訴えが係属中であるなど特別の事情があり、以下の各号に定める要件のいずれかに該当する場合は、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

一 期間満了の2か月前までに受任者又は被援助者から期間延長の申出がなされ、地方事務所長が期間延長を要すると判断した場合

二 前号に掲げる場合のほか、地方事務所長が期間延長を要すると判断した場合
(保全等の必要がなくなった場合の受任者又は被援助者の義務)

第8条 受任者又は被援助者は、本案事件の勝訴判決の確定等の事由により担保の必要がなくなったときは、直ちに担保取消しの手続きをとり、地方事務所長に対し、保証金及びその利息を返還し又は支払保証委託契約原因消滅証明書を提出しなければならない。

2 受任者又は被援助者は、民事保全手続等の不奏功その他の事由により当該民事保全手続等の必要性がないことが明らかになったときは、直ちに当該民事保全手続等の申立てを取り下げて担保の取消しの手続きをとり、担保の取消しが認められた場合は、地方事務所長に対し、保証金及びその利息を返還し又は支払保証委託契約原因消滅証明書を提出しなければならない。

(受任者又は被援助者の報告義務)

第9条 受任者又は被援助者は、民事保全手続等の申立て後、速やかに本案事件について訴えの提起又は調停若しくは審判の申立てをするものとする。

2 受任者又は被援助者は、本案事件について民事法律扶助制度を利用したか否かにかかわらず、第一審、控訴審、上告審のそれぞれにおいて判決言渡し又は審判の告知があったとき、本案事件の判決又は審判が確定したとき及び相手方から損害賠償請求訴訟等(本案における相手方からの反訴を含む)を提起されたときは、直ちに地方事務所長にその旨報告しなければならない。本案事件が判決以外の事由により終結したときも同様とする。

(保証金等の償還)

第10条 本案事件の敗訴判決が確定したために以下の各号に定める事由が生じた場合、センターは、民事保全手続等の援助の終結決定の時に、被援助者に対し、担保取消しの手続きをとることができなかった金額又はセンターが民事保全手続等の相手方に支払った金額について、立替金として償還を求めるものとする。

一 立担保援助決定に基づいて提供した担保の全部若しくは一部について受任者、被援助者又はセンターが担保取消しの手続きを行うことができないことが確定した場合

二 担保取消しの同意を得るためにセンターが民事保全手続等の相手方に金銭を支払った場合

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成 29 年細則第 1 号）

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この細則の変更の施行日より前に立担保援助を開始決定した事件については、第 7 条の規定は適用しない。